

令和元年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月6日
 2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
 3. 開 会 令和元年12月6日 午前9時 議長宣告
 4. 会議に付された件名
 - 議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第50号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第51号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第52号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第53号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第54号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第56号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- て
- 議案第57号 工事請負契約の変更について
 - 議案第58号 工事請負契約の変更について
 - 議案第59号 財産の取得について
 - 議案第60号 指定管理者の指定について
 - 議案第61号 指定管理者の指定について
 - 議案第62号 指定管理者の指定について
 - 議案第63号 指定管理者の指定について
 - 議案第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

議事日程第1号

令和元年12月6日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 6件

(1) 福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現をめざし国に対し意見書提出を求める陳情

(2) 「歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情

(3) 常任委員会所管事務調査報告書

(4) 議員派遣報告書

(5) 定例監査実施報告書

(6) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和元年8月分から10月分まで）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 16件

議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第50号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第51号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第53号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第54号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 工事請負契約の変更について

議案第 58 号 工事請負契約の変更について

議案第 59 号 財産の取得について

議案第 60 号 指定管理者の指定について

議案第 61 号 指定管理者の指定について

議案第 62 号 指定管理者の指定について

議案第 63 号 指定管理者の指定について

議案第 64 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程第 5 議案の審議及び採決 1 件

議案第 49 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員 (12名)

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	9 番 加藤 保郎
10 番 大沢 まり子	11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整担当参事 長屋 史明	教育参事兼学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長 各務 元規	亜炭鉱廃坑対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 日比野 伸二	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏

建設課長 早川 均
生涯学習課長 石原 昭治

会計管理者 可児 英治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦

議会事務局書記 丸山 浩史

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和元年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

忘れ物をしましたので取りに行っていました。

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第4回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見と報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

本町では5カ月前に町長・町議会議員選挙が実施され、町長選挙は無投票でありましたが、町議会議員選挙では新たに3名の新人議員が誕生しました。新体制となって、今まで以上に活発な議会になることを期待していましたところ、今定例会では11名の方から一般質問があるということで、大変楽しみにしております。執行部側も誠心誠意しっかりと答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

新たな時代を迎えた本年も、台風による風水害、土砂災害によって多くの人命が犠牲となつてしまいました。心より哀悼の意を表します。

近年の水害は、台風によるものもあれば前線や低気圧の発達によるもの、線状降水帯により雨が長く続くことによるものなど、さまざまな形で発生しております。しかし、震災と違い水害は、降水量や河川の水位の上昇など事前に避難などの行動に移していただく情報が幾つもあります。私もあらゆるケースを想定し、適宜的確な情報を発信できるよう努めてまいります。皆さんも、情報収集、状況判断に努め、命を守る行動を最優先にさせていただきたいと思っております。

先般、喜ばしいニュースがございましたので御報告させていただきます。

平成29年2月23日から令和元年11月19日までの1,000日間、本町内での交通死亡事故ゼロということで、岐阜県警察本部長から可児地区交通安全協会と本町に対し、交通安全活動の

推進と交通死亡事故抑止に寄与したとして感謝状をいただくことができました。町内で交通死亡事故という突然の悲報を聞くことがなかったということは、大変喜ばしいことでもあります。これは、私が率先して注意を呼びかけたからといってできるものではなく、可児警察署や可児地区交通安全協会の協力のもと、園児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の実施や交通安全立哨など、地域が一体となって取り組んでいただける結果だと思っております。そして、何より皆さん一人一人が相手を気遣った安全運転に心がけていただいている結果だと思っております。この記録は現在も継続中であります。年末に向けて慌ただしくなりますが、そういったときこそゆとりを持った運転をしていただきたいと思います。私は、本町から交通事故の被害者も加害者も出たくないかと常に願っております。

本年も残り1カ月を切りました。改めて、本町において大きな事故、災害等がなかったことに胸をなでおろし、皆様が穏やかに新たな年を迎えられますことを願っております。

新庁舎の建設予定地の全土地所有者から御理解をいただけたことから、現在、農振農用地区域の除外申請に向けた作業に着手し、鋭意進めているところであります。また、新庁舎及び防災拠点施設となる町民ホールの基本設計及び詳細設計を請け負っていただく事業者は、公募型プロポーザル方式により選定することとしており、先月初旬から広く募集をしたところ、木造かつ大型公共施設の実績のある複数の設計業者から参加の申し込みがあったと報告を受けております。この週明けの9日に1次審査を行い、2月上旬には参加事業者によるプレゼンテーションやヒアリングを中心に2次審査を実施し、委託事業者を決定すべく進めてまいります。

一方、本年度内の完了を予定していました新庁舎等周辺道路の設計業務につきましては、関係機関との協議に時間を費やしていることから次年度への繰り越し作業とさせていただくこと、また、新庁舎の建築基本設計及び実施設計業務と情報設備の設計業務につきましては、当初予算において令和2年度までの債務負担行為をお認めいただいておりますが、1年間延長し、令和3年度までの債務負担行為に変更させていただくとともに、造成を初めとするインフラ整備に係る設計につきましても年度内完了が困難な状況にあることから、令和2年度までの債務負担行為を設定させていただき一般会計、企業会計の補正予算を編成しておりますので、よろしくお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、現在施工中の第1期②防災工事、第2・3期防災工事、第4期防災工事ともに充填作業が開始され、本格的に工事が進められております。また、さきの第3回臨時会で提案し議決されました中地内長瀬地区の第5-3-1期防災工事は、地権者説明会や家屋調査などの準備作業を早急に進めてまいります。

一方で、第2・3期防災工事、第4期防災工事においては、充填孔の削孔作業の結果、亜炭鉱空洞が確認されなかったエリアが幾つかあり、現時点で工事費の減額が見込まれる部分につ

いては、精査の上、でき得る限り早い段階で新たな対策工事区域を設定し、追加発注の手続を進めるべく、これらの防災工事における工事請負変更契約に関する議案2件について本定例会に上程させていただきます。

防災対策事業の事業期限である令和2年度末までに、全ての基金を有効に活用するため、今後とも工事の施工状況を見きわめながら最大限の努力をまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

私が町長選挙で初当選した際に、夢は何ですかとのマスコミからの問いに、新小和沢村の村長になることだと答えたエピソードを、この議場にてお話しさせていただいたことがあります。その真意は、何とか小和沢を復活させたいとの思いからでした。その思いは、今も何ら変わりません。

産業廃棄物処理場建設問題に翻弄された小和沢地区は、今となっては人の手が入らず荒れ放題で、山や農地は見るにたえないほど荒廃しております。そのような状況から、平成29年10月18日に美濃加茂市牧野地内集会所にて小和沢地区を考える地権者と御嵩町との座談会を開催し、同地区地権者の皆さん8名と膝を突き合わせ、小和沢地区の将来像について話し合った経緯があります。そのときの話としては、新丸山ダム事業の協力を得ながら、荒れ放題となった田畑を何とか活性化できないものかというものでした。引き続き地権者の皆さん方で話し合っていたくとしてその場を離れたのですが、その後、余り積極的に話し合いは行われなかったようです。

小和沢地区の復活を願う私としては、このまま何もしなくてもよいのかと思い、新丸山ダム建設事業で発生する建設発生土を活用させていただきながら基盤をつくり、そこに環境をテーマにした公園であったり森林再生の拠点であったりなど、小和沢地区の恵まれた自然環境を守るとともに、生かしていけるような構想を考え、先月21日ではありますが2年ぶりに地権者の皆さんとお会いする機会をつくり、その構想について意見交換をいたしました。この事業は、基盤整備を担っていただく新丸山ダム工事事務所の協力はもとより、地権者の皆さんの御理解と御協力をいただかなくては成り立ちません。地権者一人一人の意向を伺いながら、できる範囲で小和沢の名前を残しつつ、その名にふさわしい整備をしたいと考えています。議員の皆さんからも知恵をいただきたいと思っています。

本町では指定管理者制度を活用し、さまざまな施設の管理運営を指定管理者をお願いしているところでもあります。そのうち、みたけ健康館、高齢者いきがい活動支援センターみたけ（通称ふらっとハウス）及び高齢者いきがい活動支援センターふしみ（通称あつと訪夢）の3施設が、平成29年4月からの3年間の指定管理期間を満了します。また、あゆみ館が平成27年4月からの5年間の指定管理期間を満了します。今回、これら4施設の指定管理期間が満了する

に当たり、これまでの実績から検討した結果、従事するスタッフや支援員の意識も高く、利用者からの信頼も厚く、各事業での成果を上げていることなどから、引き続き運営管理をしていくことが可能であること、また、項目別評価の結果から、本町が求める良質かつ適切なサービスの確保及び地域住民とのパートナーシップのもと、質の高い福祉サービスを継続的・安定的に供給することができ、信頼性と今後に向けた意欲を認められる点など、総合的に判断した結果、引き続き各事業者を選定し、令和2年度から3年間及び5年間の指定管理者として提案するものであります。今後も施設の効果的運用や適正管理について、各事業者へ指導・支援を行ってまいります。

願興寺本堂修理事業は、現在、第1期工事である本堂の解体作業を本格的に進めています。事業進捗が当初計画より早く進んでいることから、解体した部材を修理し組み立てる第2期工事を発注し、11月8日に田中社寺株式会社と、事業主体である願興寺住職との間で契約が交わされました。本年度の第2期工事の予定は、修理・組み立てに必要な新たな部材の購入が主な業務となり、解体作業完了後の令和3年度から修理・組み立て作業に着工し、令和8年度に工事が完成する見込みであります。また、事業主体である願興寺を支援する御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会による精力的な募金活動とともに、税制優遇措置が受けられる指定寄附金制度も追い風となり、多くの企業や個人の方々から多額の寄附金をいただき、順調に願興寺の負担金が集まっていることに深く感謝申し上げます。これも、町民の皆さんを初め多くの方が、本町の誇る貴重な文化財である願興寺を守っていくことに御理解いただけたたまものであり、温かい御支援にお礼を申し上げますとともに、これからも令和8年度まで続く本事業への御協力をよろしく願いいたします。

昨今の異常気象が及ぼす地球環境の変化は、私たちのふだんの生活にも多大な影響を与えております。特に夏の暑さに関しては、子供たちが日中の大半を過ごす学校生活にかつては配慮し得なかったような変容をもたらし、命にかかわる問題として体育授業、プールなどの制約や、屋外活動の実施判断に向けての要素に大きく加わるようになってきました。

現在、町内小・中学校においては、御嵩小学校と伏見小学校に空調設備を導入し、小学校校舎の全教室のエアコン整備が完了しましたが、中学校については普通教室のみに限定され、音楽室や理科室などの特別教室には未整備となっております。そこで、本年度に実施計画の策定作業を進め、昨年と同様な繰り越し事業として12月補正予算に計上し、中学校の空調設備設置事業を令和2年度の夏に向けて実施したいと思っております。今後も子供たちを取り巻く教育環境整備、学校生活での安全対策を着実に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、今回提出いたします令和元年度一般会計補正予算の概要について御説明いたします。まず、歳入につきましては、幼児教育・保育の無償化の財源が示されたことに伴い、子ど

も・子育て支援臨時交付金に計上していた約 3,540 万円を減額し、国・県の支出金を計上する財源の組みかえのほか、新たに創設された認可外保育や預かり保育等に対する国・県からの補助金を計上しております。

その他、電源立地地域対策交付金の交付額決定による 824 万 4,000 円や、上之郷中学校、向陽中学校の特別教室へのエアコン整備に伴い 7,190 万円の借り入れなどを増額しているほか、これまでの予算執行状況や事業費の確定に応じて、国・県支出金、基金繰入金、町債などの増減額を計上しております。

歳出につきましては、自治会からの要望に対応するため、防犯灯の設置補助金を 50 万円、歳入でも御説明した中学校のエアコン整備関連に 9,600 万円、可児才蔵に関する芸術作品の購入費として 100 万円を増額計上しております。

これら増額予算のほか、人事異動及び給与改定による人件費の補正、これまでの執行状況などに基づいた歳出予算の増減額、先ほど少し触れました新庁舎整備に係る繰越明許費や債務負担行為の設定、変更に伴い 1 億 5,110 万円を減額し、また亜炭鉱対策事業に係る設計委託料 5,595 万 7,000 円を次年度の次年度割額へ移行したことによる減額もあり、補正予算額は歳入歳出とも 1 億 5,211 万 7,000 円の減額となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、令和元年度一般会計補正予算案の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、人事案件 1 件、一般会計・特別会計・企業会計合わせて補正予算 5 件、条例関係 2 件、その他の議決案件が 8 件、都合 16 件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおりで行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番 福井俊雄君、3 番 奥村悟君の 2 名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 11 月 1 日の議会運営委員会において、本日より 12 月 13 日までの 8 日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より 13 日までの 8 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現をめざし国に対し意見書提出を求める陳情、「歯科口腔保健の充実と保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情、常任委員会所管事務調査報告書、議員派遣報告書、定例監査実施報告書、例月現金出納検査の結果について（報告）（令和元年 8 月分から 10 月分まで）の報告であります。以上 6 件が議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第 4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第 49 号から議案第 64 号までの 16 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 16 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、人事案件について、議案第 49 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第 49 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり 1 ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会の委員定数は 3 人であり、この委員のうち山口和美さんが、本年 12 月 20 日をもって任期満了となります。引き続き山口和美さんを選任したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山口和美さんは、昭和 22 年 9 月 14 日生まれの 72 歳、住所は御嵩町伏見 1847 番地 2 であります。再任後の任期は、令和元年 12 月 21 日から令和 4 年 12 月 20 日までの 3 年間となります。なお、資料つづり 1 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第 50 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、議案第 50 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をおめくりいただき、1 ページをお願いいたします。

今回の補正では、第 1 条第 1 項の記載のとおり、既決予算総額から 1 億 5,211 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 97 億 8,822 万 3,000 円とするものです。

各款項ごとの補正額につきましては、2 ページから 5 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。また、第 2 条から第 5 条に規定のとおり、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についても補正をお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。第 2 表 継続費補正です。

亜炭鉱跡防災対策事業に係る第 5 の 1 期から第 5 の 3 期の地盤脆弱性調査設計業務が完了したことから、予算残額となる 5,596 万 7,000 円について歳出予算を減額するとともに、継続費における令和元年度の年割額を減額し、この額に 3,000 万円を上乗せした 8,596 万 7,000 円を令和 2 年度の年割額に増額する補正をお願いするものでございます。

7 ページへ移りまして、第 3 表 繰越明許費補正として 3 事業について予算の繰り越しをお

願いするものでございます。

1つ目は、土木費の新庁舎等周辺道路設計業務で、繰越額は1,300万円です。

新庁舎等整備事業に伴い周辺道路の設計を進めているところですが、21号バイパスの交差点改良設計において関係機関との協議に時間を要することから年度内の事業完了が見込めなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

2つ目は、土木費の橋梁維持工事で、4,400万円の繰り越しをお願いします。

御嵩地内木下橋の補修工事の入札を10月29日に執行したところ、入札額が低入札調査基準価格を下回ったことにより、調査の実施など落札者の決定までに約1カ月の期間を要したことから、適正な工期を確保するため繰り越しをお願いするものです。

3つ目は、教育費の中学校空調設備設置事業で、9,600万円の繰り越しをお願いします。

上之郷中学校、向陽中学校の特別教室の空調設備について、来年の夏までに整備を終え、供用開始をしたいことから、本補正予算において追加計上させていただき、同時に繰り越しをお願いするものでございます。

8ページ、第4表は債務負担行為の補正でございます。

変更の1つ目、新庁舎関連の建設設計業務につきましては、当初予算において来年度までの2カ年の債務負担行為をお認めいただいたところですが、用地交渉等に若干の遅延が生じたことから、期間を令和3年度までと1年延長するとともに、現年度予算から減額する7,210万円と、当初予算で設定した限度額を合わせた2億3,710万円を限度額とさせていただくものでございます。

2つ目の情報設備設計業務につきましても、新庁舎建設設計業務に合わせ期間を令和3年度までとし、現年度予算から減額する680万円に当初予算で設定した令和2年度の限度額を合わせた2,250万円とするものでございます。

また、4件の追加もお願いいたします。

1つ目、新庁舎等造成及び周辺インフラ設計事業として、期間を令和2年度までとし、5,940万円の限度額の設定をお願いします。内訳としましては、基盤造成詳細設計3,330万円、周辺道路設計1,000万円、農業用排水路設計1,610万円でございます。

2つ目、道路維持工事は、9月定例会前8月28日開催の全員協議会でも御説明申し上げた建設工事の平準化対策のための債務負担行為で、令和2年度まで2件の工事を想定し、1,200万円の限度額設定をお願いするものでございます。

3つ目、4つ目は指定管理業務に係るもので、御嵩地内のふらっとハウスと伏見地内のあつと訪夢について、今年度内に基本協定を締結したいことから、期間を本年度から令和4年度までとし、870万円、945万円の限度額を設定しております。

9 ページ、第5表は、地方債の補正です。

上段の3事業につきましては限度額の変更で、事業費がほぼ確定してまいりましたので、合わせて1,640万円の限度額の減額をさせていただきます。

1つ目の地方道路等整備事業は、グリーンテクノみたけ内の2路線と、小原から前沢へ抜ける町道の整備事業です。

2つ目の橋梁整備事業は、木下橋、洞地内の欠ノ下橋、白山橋の補修事業、3つ目の河川改修事業は、井尻川、前沢川、権上洞川の維持改修事業でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

表の下段は、新たな借り入れの追加です。先ほど御説明しました中学校2校の特別教室空調設備整備に係る借り入れで、限度額を7,190万円としております。

起債の種類は学校教育施設等整備事業債で充当率75%、50%が交付税措置されるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、後ほどのお目直しをお願いいたします。

それでは、歳入歳出について御説明しますので、12ページをお願いいたします。

歳入の款09 地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金は、10月からの幼児教育・保育の無償化の財源をこの科目に組み入れていましたが、具体的に財源が示されてまいりましたので、3,548万4,000円を減額し、民生費と教育費の国・県負担金に計上をしております。

款13 使用料及び手数料の目04 農林水産使用料は、農道への排水管理設に伴う占用料として1,000円の増額。

款14 国庫支出金、項01 国庫負担金、目01 民生費国庫負担金は、1月に開所予定の私立小規模保育所に対する負担金319万7,000円と、幼保無償化に伴う国の負担分560万7,000円を合わせた880万4,000円を増額させていただくものと、新たに設けられた認可外保育、一時預かり保育などに対する負担分65万9,000円を皆増しております。

目02 教育費国庫負担金は、こちらも幼保無償化に伴う私立幼稚園教育費負担金に対する国庫負担金1,626万8,000円と、新たに設けられた預かり保育に対する負担分154万8,000円を合わせた1,781万6,000円の皆増でございます。

13 ページ、項02 国庫補助金、目04 土木費国庫補助金は、道路橋梁事業に対する防災・安全交付金の補助内示により1,670万円の減額、目05 教育費国庫補助金は、私立幼稚園の副食費免除負担金として3分の1に当たる37万8,000円の皆増です。

款15 県支出金の項01 県負担金、目02 民生費県負担金は、節01 社会福祉負担金で、民生委員推薦会委員7名に対する県負担金1万4,000円の皆増、節02 児童福祉費負担金では、幼保無償化に伴う県負担分280万4,000円と私立小規模保育所に対する県負担分129万7,000円を合わせた410万1,000円の増額と、国庫負担金にもありました認可外保育や一時預かり保育な

どに対する県負担分 32 万 9,000 円を皆増しております。

目 05 教育費県負担金は、こちらも幼保無償化に伴う私立幼稚園教育費負担金に対する県負担金 813 万 4,000 円と、預かり保育に対する負担分 77 万 4,000 円を合わせた 890 万 8,000 円の皆増です。

表の 3 段目、項 02 県補助金の目 01 総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金の交付決定により、原子力分、水力分、合わせて 824 万 4,000 円の増額。

目 04 農林水産業費県補助金は、節 01 農業費補助金で C S F、いわゆる豚コレラの発生により有害鳥獣捕獲を見合わせたことから、交付金、助成金、合わせて 132 万 2,000 円の減額。節 02 林業費補助金は、みたけの森内の木道改修に係る補助内示と、土地所有者の意向により危険木除去事業を取りやめたため、森林環境基金事業補助金 536 万 3,000 円の減額です。

目 07 教育費県補助金は、国同様、私立幼稚園の副食費免除負担金として、こちらも 3 分の 1 に当たる 37 万 8,000 円を皆増しております。

14 ページの 2 段目の表、県支出金の目 01 総務費委託金は、県議会議員選挙が無投票であったことから、委託金の額確定により 514 万 1,000 円を減額。

款 16 財産収入は、土地開発基金の利子を 1,000 円増額。

款 17 寄附金は、民生費寄附金として可茂陸砂利協同組合から御寄附いただいた 20 万円と、町民の方からの御寄附 4 万 3,000 円、合わせて 24 万 3,000 円を増額しております。

15 ページ、款 18 繰入金は、財源調整として財政調整基金繰入金を 1 億 3,063 万 2,000 円減額。

目 02 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、歳出予算の減額に伴い 880 万円の減額。

次の目 03 ふるさとみたけ応援基金繰入金は、とうしん地域振興協力基金助成の採択を受け、これを財源に充てたことにより基金からの繰入額を 25 万円減額しております。

款 20 諸収入の目 01 農林水産業費受託事業収入は、分収造林地で次年度の間伐に向けた選木作業を行うための委託料収入として 15 万円の増額。

表を移して目 05 雑入の節 01 総務費雑入は、過年度に自主運行バス補助金を過大交付していたため、その返還金 64 万 9,000 円を皆増。節 04 農林水産業費雑入は、県営補助整備をした農地に太陽光発電設備を設置したことによる事業者からの補助金返還金 35 万 7,000 円の皆増。

節 06 土木費雑入は、昨年度の台風被害による町営住宅の修繕に係る保険金が本年度入りしましたので、76 万円を皆増。節 07 消防費雑入は、亜炭鉱跡防災対策事業に係る調査設計委託料の確定により、歳出で 5,596 万 7,000 円を減額することから、助成金につきましても同額を減額しております。節 08 教育費雑入は、とうしん地域振興協力基金助成金 25 万円の皆増で、3 つの小学校の視聴覚設備の購入費に充てております。

最後、16 ページの款 21 町債につきましては、先ほど第 5 表で御説明申し上げたとおりでございます。

17 ページをお願いします。歳出となります。

人件費の補正につきましては、職員の人事配置の変更や人事院勧告による給与や手当など、それぞれの科目で増減をしておりますが、議員の報酬を含む特別職職員の給与費、共済費、それから一般職職員の給与費、共済費を合わせ、一般会計全体では 2,797 万 7,000 円の減額となっております。なお、人件費関係につきましては、31 ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。したがって、これら人件費関係を省略して御説明をさせていただきます。

款 01 議会費、節 19 の議会議員研修負担金は、負担金不要の全国町村議長会主催の研修に参加されましたので、10 万円の減額。

款 02 総務費の項 01 総務管理費、目 04 電算管理費 680 万円と、18 ページにかけまして目 06 庁舎整備費の 1 億 540 万円は、債務負担行為の補正でも御説明しましたとおり、今年度予算を減額し、翌年度以降の債務負担行為限度額を増額させていただくものでございます。

18 ページの 2 行目、目 07 交通安全対策費は、自治会の防犯灯設置要望の増加に対応するため、設置補助金 50 万円を増額。

目 08 まちづくり推進費は、わいわい館の消防設備につきまして消防署より指摘をいただきましたので、消防設備の増設工事費として 40 万円の追加と、地域づくり活動助成金及び地域づくり施設整備助成金の決算見込みにより、ふるさと創生事業補助金 880 万円を減額しております。

目 10 地方創生事業費は、環境都市交流体験事業に係る自動車借り上げ料の皆減、目 15 諸費は、財源の組みかえで県営補助整備を行った土地への太陽光発電設備を設置したことによる返還金収入のうち、県へ返還する分 26 万 8,000 円をその他財源に充当し、一般財源を減額しております。

目 16 基金費は、指定寄附金収入分を福祉向上基金に積み立てるものと、土地開発基金の利子繰出金 1,000 万円の増額です。

19 ページへ参りまして、2 段目の表、項 04 選挙費は、本年度執行しました参議院議員選挙、県議会議員選挙、町長・町議会議員選挙の執行経費について、不用額を減額しております。

21 ページをお願いします。

款 03 民生費の項 01 社会福祉費、目 02 国保年金事務等取扱費は、国保会計におけるオンライン資格確認システムの改修等に対する繰出金と、繰り出し基準額の通知により、財政安定化支援繰出金、合わせて 78 万円の増額。

1行飛んで目04老人福祉費は、100歳褒賞に係る対象者の減少により40万円を減額しています。

22ページ、項02児童福祉費の2行目、目02児童運営費は節13の委託料で、1月から町内で私立小規模保育所の開所を見込み、定員12名分の運営委託料614万9,000円を追加。節15工事請負費は、中保育園、伏見保育園の雨漏り修繕のため300万5,000円を追加。節20扶助費は、認可外保育、一時預かり保育、ファミリーサポートに係る対象者への無償化利用給付費として131万9,000円の追加。

すぐ下、目03児童館費は、中児童館の玄関付近の雨漏り修繕のため88万2,000円の工事費を増額しております。

1行飛んで目05放課後児童クラブ運営費は、伏見小の児童クラブ数の増加に伴い支援員2名を増加したことから、節07賃金を94万7,000円増額させていただくものでございます。

23ページの2段目の表、款04衛生費は、水道事業会計において新庁舎関連の上水道設計業務について、来年度までの債務負担行為を設定させていただくことに伴い、一般会計出資金700万円も皆減しております。

24ページ、款06農林水産業費、項01農業費の目03農業振興費は、節08報償費から節16原材料費までがCSFの影響による有害鳥獣の捕獲見合わせにより不用となった予算の減額であります。節19負担金、補助及び交付金は、JAめぐみのが行った穀物乾燥機の改修事業の完了によりまして、JAめぐみへの補助金を90万9,000円減額させていただきます。

目04農地費は、こちらも新庁舎関連の農業用排水路の設計業務について債務負担行為を設定させていただきますので、本年度予算を皆減しております。

次の表、項02林業費の2行目、目02林業振興費は、分収造林事業における次年度の間伐に向けた選木業務の委託料15万円の増額と、25ページへ参りまして、節19負担金、補助及び交付金では、民有林とグリーンテクノみたけ内の危険木除去を取りやめたことによる325万3,000円の減額です。

3段目の表、款08土木費の目01土木総務費では、道路台帳の修正業務及び26ページにまたぎまして和紙公図の電子化業務の実績により、合わせて129万8,000円の委託料の減額です。

項02道路橋梁費では、目02の道路維持費で南山トンネルの補修設計業務の委託料確定により319万円の減額。

目03道路新設改良費は、新庁舎等周辺道路設計業務委託料2,000万円の現予算のうち、700万円については予算減額の上、債務負担行為の限度額に組み入れ、残り1,300万円については繰越明許費の追加に計上させていただいております。

目04橋梁維持費は、木下橋などの補修に係る防災安全交付金の内示により、国・県支出金

と地方債を減額し、不足分を一般財源で補う財源内訳の変更であります。

項 03 河川費は、井尻川改修に伴う土地の取得費や補償費について見込みが立ちましたので、合わせて 264 万 8,000 円の減額。

27 ページ、項 04 都市計画費の目 03 公共下水道費は、新庁舎関連の下水道設計業務につきましても下水道事業会計において債務負担行為を設定させていただき関係上、一般会計からの出資金 880 万円も皆減しております。

中ほどの表、項 05 住宅費は、板良住宅の屋根塗装工事が完了しましたので、節 15 工事請負費で入札差金となる 76 万 8,000 円の減額です。

款 09 消防費は、目 05 の亜炭鉱対策費で、28 ページの一番上、次期防災対策事業の協議のため、節 09 旅費で 32 万 2,000 円の増額と、継続費で御説明したとおり地盤脆弱性調査設計の完了により、残額 5,596 万 7,000 円を減額し、次年度の年割額へ移行させていただきます。節 18 備品購入費は、庁用自動車の入札差金 38 万 2,000 円の減額です。

款 10 教育費、項 01 教育総務費、目 02 事務局費の節 19 負担金、補助及び交付金は、幼児教育無償化に伴う 10 月以降の私立幼稚園教育費補助金を県負担金に組みかえるものと、預かり保育事業負担金並びに副食免除対象者負担金を追加し、全体では 546 万 4,000 円の増額であります。

項 02 小学校費は、数字は変わっておりませんが財源内訳のその他の欄で、とうしん地域振興協力基金助成金 25 万円を充当し、同額ふるさとみたく応援基金からの充当減をしています。

29 ページ、項 03 中学校費の目 01 学校管理費では、向陽中学校の保健室のエアコン修理を行いましたことから、今後必要と見込まれる修繕料 99 万 4,000 円を増額。それから節 13 委託料と、節 15 工事請負費、合わせて 9,600 万円は、上之郷中、向陽中の特別教室にエアコンを設置するための施工監理費と設置工事費で、繰越明許費としてお願いしたものであります。

項 04 生涯学習費 2 行目、目 06 社会人権同和教育費は、台風 19 号の接近により人権子育て講演会を中止したことから、講師等謝礼 20 万円を減額。

目 07 郷土館費は、可児才蔵の武者絵図購入のため 100 万円を増額。

目 08 図書館費は、中山道みたく館 1 階の児童閲覧室のエアコンが故障したため、修繕料として 143 万円の増額です。

項 05 保健体育費の目 02 海洋センター費は、海洋センターの職員を 1 名増員したことにより、事務委託料 335 万 7,000 円を減額するものであります。

人件費の補正を行っておりますので、31 ページから 33 ページにかけて給与費明細書を、また、継続費、債務負担行為、地方債の補正を行っておりますので、34 ページから 36 ページにかけて、それぞれの調書を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 50 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 51 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 52 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第 51 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

補正予算つづりの黄色の表紙の裏、1 ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 383 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 23 億 1,103 万 7,000 円とするものです。

それでは、詳細を御説明いたしますので、5 ページをごらんください。

まず、歳入からです。

款 03 県支出金ですが、歳出での保険給付費の退職被保険者等療養給付費の減額に伴う保険給付費交付金の減額に伴い 470 万円減額するものです。

款 05 繰入金ですが、歳出でのオンライン資格確認システム改修等に伴う事務費繰入金の増額、財政安定化支援繰入金の基準額の通知に伴う増額、合わせて 78 万円の増額をするものです。

款 08 国庫支出金ですが、歳出での在留資格等の資格確認に係るシステム改修に対する制度関係業務事業費補助金として新たに款を新設し、9 万円を計上するものであります。

続いて、歳出でございます。

6 ページをお願いします。

款 01 総務費は、オンライン資格確認の稼働準備、在留資格等の管理連携に係るシステム改修等に伴う増額、備品購入費の事業精査に伴う減額、款全体で合わせて 83 万 1,000 円の増額となります。

款 02 保険給付費、項 01 療養諸費は、今後の保険給付費の見込みによる補正であります。

目 02 退職被保険者等療養給付費の給付見込みによる減額、目 05 審査支払手数料の支出見込みによる増額、合わせて 470 万円の減額となります。

項 05 葬祭諸費は、葬祭費の支出見込みにより 100 万円の増額となります。

7 ページをごらんください。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、財政安定化支援繰入金の増額に伴う財源内訳の変更であります。

最後に、款 07 予備費は、収支見込みによる調整として 96 万 1,000 円を減額いたします。

以上で、議案第 51 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 52 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 20 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 941 万円とするものです。

第 2 条で、債務負担行為の補正について規定しています。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為の補正でございます。みたけ健康館の指定管理に向けた債務負担行為 1 件の追加をお願いいたします。

期間につきましては、本年度から令和 4 年度まで、限度額は 1,530 万円としております。

5 ページには、令和元年度以降の支出予定額に関する調書を載せてあります。

続いて、8 ページをごらんください。

歳入からです。

款 01 サービス収入ですが、歳出での認定費における認定申請件数の見込み増に伴い 20 万円を増額するものであります。

続いて歳出であります。

款 01 事業費、項 01 居宅介護支援事業費は、今後の介護プラン作成、介護予防ケアマネジメント費の委託作成件数の当初の見込みより増加による見込みにより、20 万円増額するものであります。

以上で、議案第 52 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 53 号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 54 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 53 号及び第 54 号について説明させていただきます。

初めに、議案第 53 号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

補正予算書つづりの水色の表紙、裏面の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、新庁舎等整備関連の上水道設計業務について、現年度の契約期間が確保できないことから、現年度予算を減額し、令和元年度から令和 2 年度までの債務負担行為を定める補正です。

第 2 条から説明させていただきます。

令和元年度御嵩町水道事業会計予算第 4 条に定めた予定額を、収入は第 1 款資本的収入を 700 万円減額し、7,550 万円に、支出は第 1 款資本的支出を 700 万円減額し、2 億 2,900 万円とするものです。

第 3 条は、債務負担行為の補正です。

事項は新庁舎等整備関連、上水道設計業務で、期間は令和元年度から令和 2 年度まで、限度額は 700 万円です。

次の 2 ページは補正予算実施計画、3 ページは債務負担行為に関する調書、4 ページからは、令和 2 年 3 月 31 日の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどのお目通しのほどをお願いし、9 ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

資本的収入及び支出といたしまして、収入の款 1 資本的収入、節 1 出資金は、一般会計出資金 700 万円の減額。支出の款 1 資本的支出、節 22 委託料は、新庁舎等整備に伴う配水管設計業務委託料 700 万円の減額です。

10 ページをお願いします。

令和元年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほど、よろしくお願いたします。

以上で、議案第 53 号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 54 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

補正予算書つづりの緑色の表紙、裏面の 1 ページをお願いします。

令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）も、新庁舎等整備関連の下水道設計業務について、現年度の契約期間が確保できないことから、現年度予算を減額し、令和元年度から令和 2 年度までの債務負担行為を追加する補正です。

第2条から説明させていただきます。

令和元年度御嵩町下水道事業会計予算第4条に定めた予定額を、収入は第1款資本的収入を880万円減額し、1億9,480万円に、支出は第1款資本的支出を880万円減額し、5億8,915万円とするものです。

第3条は、債務負担行為の補正です。

事項は新庁舎等整備関連、下水道設計業務で、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は880万円です。

次の2ページは補正予算実施計画、3ページは債務負担行為に関する調書、4ページからは、令和2年3月31日の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、9ページをお願いします。

補正予算実施計画明細書です。

資本的収入及び支出といたしまして、収入の款1資本的収入、節1出資金は、一般会計出資金880万円の減額。支出の款1資本的支出、節22委託料は、新庁舎等整備に伴う下水道整備詳細設計業務880万円の減額です。

10ページをお願いします。

令和元年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほど、よろしくお願いたします。

以上で、議案第54号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時25分といたします。

午前10時09分 休憩

午前10時25分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に続きまして、条例関係、その他に行きます。

議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第 55 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは4ページから9ページになりますが、資料にて御説明いたしますので資料つづり2ページをごらんください。

改正趣旨は、令和元年人事院勧告を受けた国家公務員の給与の改定に準じた内容とするため、3つの条例を一括で改正するものであります。

概要でございますが、本議案の第1条、第2条は、御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正で、主に3点の改定であります。

①給料表の改定は、平成31年4月分から遡及して、月額を平均0.09%引き上げ。②住居手当の改定は、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げ。③勤勉手当支給率の改定は、年間で0.05月分引き上げ。期末勤勉を合わせた支給率は、4.45月分から4.50月分となるものであります。

表のとおり、本年度分は12月期で勤勉手当を0.975月とし、令和2年度以降は6月期、12月期に等分し、それぞれ0.95月とするものであります。

次に、第3条、第4条は、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正で、期末手当支給率につきまして、こちらも年間で0.05月分引き上げ、4.45月分から4.50月分となるものであります。

表のとおり、本年度分は12月期で2.275月とし、次の3ページになりますが、令和2年度以降は6月期、12月期に等分し、それぞれ2.25月とするものであります。

次の第5条、第6条は、御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、こちらも手当支給率につきまして、同様に年間で0.05月分引き上げるものであります。

施行日は、第1条、第3条、第5条は公布の日からで、平成31年4月1日から適用し、第2条、第4条、第6条及び附則第3条は、令和2年4月1日から施行となります。

次の4ページから18ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について御説明いたします。

議案つづりは18ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり46ページをごらんください。

本議案は、9月の御嵩町議会第3回定例会においてお認めいただきました中濃地域農業共済

事務組合の解散に関連するものでございます。

趣旨としましては、岐阜県市町村職員退職手当組合におきまして、令和2年3月31日をもって解散する中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合、飛騨農業共済事務組合が脱退することに伴い、規約を変更するため関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、退職手当組合の規約の別表に掲載されている構成団体から、この3つの農業共済事務組合の名称を削るものであります。

施行日は、令和2年4月1日です。

次の47ページに退職手当組規約新旧対照表を掲載しております。

以上で議案第64号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第56号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 指定管理者の指定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

議案第56号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは10ページであります。説明は資料にて行いますので、資料つづり19ページをお開きください。

改正の趣旨としまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことを受けまして、御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の関係部分を改正するものであります。

改正の概要としまして、1. 災害援護資金の貸し付けの償還等につきまして、償還金の支払い猶予の明確化、償還免除の対象範囲の拡大、報告等の規定の追加を行うものであります。

また、2としまして、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関して、調査審議するため、御嵩町災害弔慰金等支給審査委員会の設置の規定をするものであります。

施行日は、公布の日といたします。

20ページには、条例改正に伴う新旧対照表を掲載しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第63号 指定管理者の指定について説明しますので、議案つづりの17ページをお開きください。

御嵩町障害者支援多機能事業所あゆみ館の指定管理の指定について、地方自治法第244条の

2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、あゆみ館。指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中 1151 番地 24、特定非営利活動法人ささゆり、理事長 蔵澄孝治であります。指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

指定管理者選定に係る報告書を、資料つづりの 42 ページに掲載しておりますので、そちらをお開きください。

選考の経緯として、御嵩町指定管理者選考委員会により、令和元年10月16日面接審査、令和元年10月23日総合審査と選考を実施し、審査した結果を踏まえて選定をしております。特に、資料の下の側の選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保等、4つの選考基準をもとに、指定申請、面接・ヒアリング、指定管理業務評価シートにより審査し、特定非営利活動法人ささゆりを指定することが妥当と判断し、選定に至っております。

資料つづり 44 ページには、指定管理業務評価シートを掲載しておりますので、あわせてお目通しいたき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

議案第 57 号 工事請負契約の変更について、議案第 58 号 工事請負契約の変更について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）

それでは、議案第 57 号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりの 11 ページをお願いいたします。

令和元年御嵩町議会第 3 回定例会（議案第 42 号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第 2、3 期防災工事です。2. 契約の金額、22 億 8,478 万 320 円を 19 億 7,335 万 4,440 円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。4. 契約の相手方は、飛島・大日本土木・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は大日本土木株式会社、株式会社國本起業です。

続いて、資料つづりの 21、22 ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

また、1 枚めくっていただきまして、23 ページのほうをお願いいたします。

工事対象区域を示した図面を添付しております。施工箇所は中地内、桃井病院の南側の県道御嵩・可児線から国道 21 号北側までの一帯と、田原医院周辺の国道 21 号南北の一帯になります。

今回の変更は、工区内を東西に走っております国道 21 号におきまして、国土交通省との協議により、国道部の地下充填工事を先行して実施いただけることとなり、町が施工予定であった端部充填の施工が不要になったことに伴う減額と、削孔作業を進める中で、一部に空洞が確認されない区域があり、これらをもとに計画充填量の見直しをしたことによる減額となっております。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第 57 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 58 号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりの 12 ページをお願いいたします。

令和元年御嵩町議会第 3 回定例会（議案第 43 号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第 4 期防災工事です。2. 契約の金額、16 億 7,284 万 5,680 円を 14 億 6,090 万 7,940 円に変更するものです。3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料つづりの 24、25 ページをお願いいたします。

こちらには、工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。

続いて、26 ページをお願いいたします。

工事対象区域を示した図面を添付しております。施工箇所は、顔戸地内国道 21 号から北側の一帯とあゆみ館北側の中地内長瀬地内の一部になります。

今回の変更は、この第 4 期地区におきましても、工区の南側を国道 21 号が走っており、国土交通省との協議により、国道部の地下充填工事を先行して実施いただけることとなり、町が施工予定であった端部充填の施工が不要になったことに伴う減額と、削孔作業を進める中で、一部に空洞が確認されない区域があり、これらをもとに計画充填量を見直したことによる減額となっております。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前、変更後の数量が掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第 57 号、議案第 58 号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第 59 号 財産の取得について、総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 59 号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづりの 13 ページをお願いいたします。

財産を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、消防団第 3 分団に貸与する CD-I 型消防ポンプ自動車 1 台です。取得の方法は随意契約。取得金額は 1,903 万円。取得の相手方は、岐阜市本郷町 4 丁目 2 番地、株式会社三陽商会岐阜営業所、代表取締役 溝口元也でございます。

現在の第 3 分団のポンプ車は、購入から 20 年が経過し、老朽化による車両及びポンプ機能等の低下も目立つようになってきたことから、このほど更新するものでございます。

なお、購入に当たり 8 者による指名競争入札を執行しましたが、入札不落となったことから、最低価格者であった株式会社三陽商会に受注の意向を確認の上、見積書の提出を求めたところ予定価格に達しましたので、随意契約により仮契約を締結しております。

資料つづりの 27 ページから 29 ページにかけて、売買仮契約書の写し、入札執行結果一覧表をお示ししておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 59 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 60 号 指定管理者の指定について、議案第 61 号 指定管理者の指定について、議案第 62 号 指定管理者の指定について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、指定管理者の指定について、議案第 60 号、61 号及び 62 号について、3 件続けて説明いたします。

高齢者いきがい活動支援センターみたけ、高齢者いきがい活動支援センターふしみ、さらにみたけ健康館、これらの 3 施設は、平成 29 年 4 月 1 日からの指定期間が令和 2 年 3 月 31 日で満了となります。

今回の選考の経緯として、御嵩町指定管理者選考委員会により、令和元年 10 月 16 日に面接

審査、令和元年10月23日に総合審査及び選考を実施し、審査した結果を踏まえて選考をしております。

それでは、各議案について説明いたしますので、議案書つづりは14ページ、資料つづりは30ページをお開きください。

まず、議案第60号です。

高齢者いきがい活動支援センターみたけに関する指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、高齢者いきがい活動支援センターみたけ。指定管理者となる団体の名称は、岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、株式会社技研サービス、代表取締役 棚橋泰之。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

資料の選考結果にありますとおり、5つの選考基準をもとに、指定申請書、面接・ヒアリング、指定管理業務評価シートにより審査し、株式会社技研サービスを指定することが妥当と判断し、選考に至っております。

32ページの指定管理業務評価シートとあわせてお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案つづりは15ページ、資料つづりは34ページをお願いいたします。

議案第61号は、高齢者いきがい活動支援センターふしみの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、高齢者いきがい活動支援センターふしみ。指定管理者となる団体の名称は、可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松浪保夫でございます。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

資料の選考結果にありますとおり、5つの選考基準をもとに、指定申請書、面接・ヒアリング、指定管理業務評価シートにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定することが妥当と判断し、選考に至っております。

36ページの指定管理業務評価シートとあわせてお目通しをお願いいたします。

最後に、議案つづりは16ページ、資料つづりは38ページをお願いいたします。

議案第62号、みたけ健康館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、みたけ健康館。指定管理者となる団体の名称は、可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松浪保夫。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であ

ります。

資料の選考結果にありますとおり、5つの選考基準をもとに、指定申請書、面接・ヒアリング、指定管理業務評価シートにより審査し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を指定することが妥当であると判断し、選定に至っております。

40ページの指定管理業務評価シートとあわせてお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第60号、第61号、第62号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月10日午前9時より開会しますので、よろしくお願
いいたします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午前 10 時 52 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 福 井 俊 雄